

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

収益の帰属主体が従業員等であるとされた事例



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

収益の帰属については、本誌平成28年11月号に、「事業収益の帰属主体が争点となった事例」をご紹介しましたが、今回は、法人に帰属するとされた収益の帰属主体が従業員等であるとされ、更正処分が取消しとなった事例をご紹介します。

I. 従業員らが関係業者から受領したリベート

平24. 2. 29仙台地裁
(Z262-11897) (認容・確定)

1. 事案の概要

本件は、処分行政庁が、原告に対し、原告の従業員ら（以下「乙ら」と言う。）が、関係業者からリベートとして受領していた手数料につき、益金の額に算入せずに申告をした等として、法人税及び消費税等の更正処分等を行った事案です。

2. 裁判所の判断

収益の帰属について、法人税法11条が、法律上収益が帰属する者が単なる名義人であって、それ以外の者が実質的に収益を享受する場合に、その者を収益の帰属主体とする旨を定め、消費税法13条も同様の規定を設けている趣旨（実質所得者課税の原則）に鑑みれば、本件手数料に係る収益が原告に帰属するか否かの判断に当たっては、本件手数料を受領した乙らの法律上の地位、権限について検討するとともに、乙らを単なる名義人として実質的には原告が本件手数料を受領していることとみることができるか否かを検討することが相当である。

本件手数料は、原告における食材の仕入れに関して授受されていたものであるところ、原告における食材の仕入れに関しては入札制度が設けられていることや、仕入課仕入係に発注権限が

存在しており、調理課に所属する乙らが、本件食材の仕入れに関する決定権限を原告から与えられていたとは認められない。

原告においては、就業規則上もリベートの受領が禁止されており、従業員にその旨周知されていたこと、乙らは、リベートを受領する際、原告が経営する旅館から離れた所在地にある飲食店で授受を行っていたことなどを併せ考えると、乙らが、本件手数料について、原告から法的な受領権限を与えられていたと認めることはできない。

そうすると、乙らは、個人としての法的地位に基づき本件手数料を自ら受け取ったものと認められるところ、自己の判断により、受領した本件手数料を消費していたというのであるから、乙らが単なる名義人として本件手数料を受領していたとは認め難い。

したがって、本件手数料に係る収益は原告に帰属するものとは認められない。

II. 従業員が貯蔵品を窃取して売却したことによる収益

平21. 9. 9公表裁判
(J78-3-20) (全部取消し)

1. 事案の概要

本件は、原処分庁が、請求人は印刷用紙の売却に係る収益を売上計上していなかったとして更正処分等を行ったのに対し、請求人が、その収益は、従業員であったF元課長が請求人の印刷用紙を窃取して売却したことによるものであるから請求人の売上げではないなどとして、同処分等の取消しを求めた事案です。

2. 裁判所の判断

本件紙取引に係る収益が、請求人の売上げか否かについては、①取引を行った従業員の地位・権限、②その取引の態様、③請求人の事業内容、④取引

の相手方の認識などを総合考慮して判断するのが相当である。

これを本件についてみると、①F元課長は、本件各事業年度において、経営に従事する立場にはなく、また、本件紙取引の対象となった支給紙の払出しの指示を出す業務を行ってはいなかったものの、印刷用紙の保管及び管理に関する業務を遂行する職務及び権限を与えられておらず、本件余剰紙を自己の判断で売却する権限を有していなかったこと、②本件紙取引は、F元課長が、請求人から窃取した余剰紙を、「J社」の名義を使用してG社に売却したものであること、③請求人は、印刷の請負及び製本紙器の製作等を目的とし、印刷用紙の販売を目的としていない上、請求人が所有・管理していた、本件余剰紙以外の印刷用紙が他に販売された事実はなく、外注先に対し有償で支給された事実もなかったこと、④G社は、本件紙取引が請求人との取引であるとは認識していなかったことがそれぞれ認められ、以上のことを総合考慮すれば、本件紙取引に係る収益は、請求人の売上げとはいえない。

III. 住職就任に際し受けた祝い金

平23. 6. 23非公開裁判
(F0-2-455) (全部取消し)

1. 事案の概要

本件は、原処分庁が、請求人の住職が就任の際に他の寺院の僧侶等から受け取った祝い金は、本来、請求人に帰属するものであり、当該祝い金から住職が負担した返礼品代金を控除した金員は、住職に対する臨時的給与に当たるとして、源泉所得税の納税告知処分等をしたのに対し、請求人が、その取消しを求めた事案です。

2. 裁判所の判断

新任の住職の入院式である本件儀式

の費用は請求人の支出とされていること等からすると、これを主催したのは請求人であり、そこに出席した僧侶は請求人から来賓等として招かれたわけであるから、通常、その費用は請求人の負担によることとされていたと認めるのが相当である。

一方、本件祝い金を支出した者は、親交の程度は明らかでないものの、本件住職に対して知人として本件祝い金を支出したと認められるのであるから、祝い金を支出した者が請求人の宗派の僧侶等に限られ、本件儀式が請求人によって主催されたからといって、本件祝い金が本件儀式に係る収入とされるものではなく、むしろ、本件住職が、請求人の副住職から住職に就任したことを契機として、本件祝い金を知人である僧侶等から直接受領し、祝い金へのお返しとして返礼品代金を負担しており、請求人は、本件祝い金及び返礼品代金を、請求人の収入及び費用として、いずれも計上していないことからすれば、本件祝い金及び返礼品代金は、本件住職個人が住職就任を契機として受領し負担した金員であると認めるのが相当である。

以上によれば、本件祝い金が請求人に帰属する収入であるとみるべき理由はないこととなるから、本件祝い金から本件返礼品代金を控除した金員が、本件住職に対する給与等とされることもない。

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「収益の帰属」、「従業員」です。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

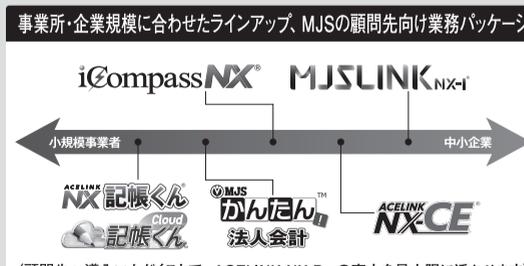
会計事務所向けシステム

たとえば、**MJS!**
ミロク情報サービス。

MJSは会計プロフェッショナルのための最強ツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で会計事務所を全面支援。顧問先の満足度を向上させ、長期的により良い関係を構築します。



会計事務所向けERPシステム
ACELINK NX-Pro



●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX 記帳くん、記帳くんCloud、iCompass NX、MJS LINK NX-I、MJS かんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー 東証第一部上場
株式会社ミロク情報サービス (証券コード: 9928)

MJS 検索